

## 独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター奨学金貸与要領

### (目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規定（以下「貸与規定」という。）第1条に基づき、独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター（以下「さいがた医療センター」という。）に必要な看護師を確保するため、国立病院機構附属看護学校等（上越看護専門学校、新潟県立看護大学等を含む。以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

### (貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、看護学校等を卒業後、さいがた医療センターに常勤看護師として勤務することを希望する学生とする。

### (貸与申請)

第3条 看護学校等を受験しようとする者であって奨学金の貸与を受けることを希望する者は、受験する看護学校等の入学願書の写し、在籍する高等学校長が作成する調査書、履歴書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、さいがた医療センター院長に申請するものとする。

2 看護学校等に在籍中の学生であって奨学金の貸与を受けることを希望する者は、在籍する看護学校等の在学証明書及び成績証明書、履歴書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、さいがた医療センター院長に申請するものとする。

3 申請受付期間については、随時とする。

### (奨学生の決定)

第4条 さいがた医療センター院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後、速やかに、さいがた医療センター院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）及び奨学金口座振込依頼書（様式第3-2号）を提出しなければならない。

### (奨学生の義務)

第5条 奨学生は、看護学校等を卒業後、さいがた医療センターにおいて看護師として勤務を希望するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、さいがた医療センター院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。
- 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

3 奨学生は、看護学校等に入学及び新たな学年に進級した場合は、その年の4月20日までに、在学証明書をさいがた医療センター院長に提出しなければならない。

### (奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、看護師としての採用予定年度あたり原則10名とする。

2 奨学金の年額は、70万円とする。ただし、10月1日から翌年3月31日までの受付分については年額を、35万円とする。また、国立病院機構附属看護学校学生と他の国立病院機構病院との間の奨学金の当院への付け替えを行う場合については、相手方病院の奨学金の額とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度（最長3年間。大学においては最長4年間。）までの期間とする。ただし、10月1日から翌年3月31日までの受付分については、6ヶ月の期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 さいがた医療センター院長は、原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、第5条第3項に定める在学証明書を確認した後、毎年4月末までに奨学金の年額の半分に相当する額を貸与し、10月末までに残りの半分に相当する額を貸与する。ただし、初年度については、10月末までに年額に相当する額を貸与する。なお、10月以降に奨学生となった場合は、最短で貸与が可能な日で貸与する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(連帯保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を連帯保証人として立てなければならない。

2 連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 さいがた医療センター院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消すものとする。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。

三 新たな学年に進級できないとき。

四 その他、奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)をさいがた医療センター院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 さいがた医療センター院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校等を卒業後、さいがた医療センターにおいて、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間、看護師として業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、さいがた医療センターにおいて、引き続き1年以上、看護師として業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、看護師として業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、さいがた医療センター院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還)

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、さいがた医療センター院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、さいがた医療センター院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。

二 看護学校等を卒業後、さいがた医療センターに看護師として採用されなかったとき。または、さいがた医療センターに看護師として就職しなかったとき。

三 卒業当年に看護師免許証を取得できなかったとき。

(延滞金)

第13条 さいがた医療センター院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

(奨学金台帳の作成)

第14条 さいがた医療センター院長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式第6号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

(疑義の調整)

第15条 貸与規定及び本要領に定めのない事項、または、本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じてさいがた医療センター院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

(改 定)

この要領は、平成21年8月1日から一部改定。

この要領は、平成25年10月1日から一部改定。

この要領は、平成28年4月1日から一部改定。